

戦災の概況と罹災都市

昭和 16 年（1941 年）12 月 8 日の太平洋戦争開戦から間もない昭和 17 年 4 月 18 日、東京小石川付近が艦上爆撃機によって攻撃されました。これがわが国本土に対する最初の空襲でした。

昭和 19 年（1944 年）に入り連合軍により太平洋諸島が制圧されると、本格的な本土への空襲が行われるようになりました。6 月 15 日の福岡県門司市・八幡市への空襲をはじめに、九州各都市や東京が空襲を受け、秋以降は東海地方や東北地方にまで空襲の範囲は拡大しました。

昭和 20 年（1945 年）になると 1 月は 9 日間、2 月は 11 日、3 月は 13 日、4 月は 14 日、6 月は 16 日と空襲は日増しに激烈となりました。4 月 1 日に米軍の上陸戦が開始された沖縄での戦いが終結した 6 月末以降は、従来の南方基地からの爆撃機に加えて沖縄基地からも来襲するようになり、7 月は 29 日間、8 月は終戦までの 15 日間と文字どおり連日連夜の攻撃が日本各地に繰り返されました。広島・長崎には原子爆弾による攻撃も加えられました。

こうして、東京・大阪・名古屋などの大都市はもとより 200 を超える日本全国の主要な都市が罹災しました。50 回以上にわたって空襲を受けた東京都区部をはじめ、名古屋 38 回、大阪 28 回、浜松 27 回、大分 20 回など執拗に攻撃された都市もあります。戦後、政府が指定した 115 の「戦災都市」だけでも、罹災面積は 1 億 9 千万坪（630k m²）、罹災戸数は 230 万戸、罹災人口は 970 万人におよび、33 万人以上の命が失われました。



水戸市：水戸郵便局前より南町方面戦災の惨状
（「戦災復興誌 第 8 巻」昭和 35 年 建設省）

太平洋戦争による全国の罹災都市

昭和17年(1942年)4月18日、東京小石川周辺へ日本本土に対する最初の空襲が行われました。その後、マリアナ諸島をはじめ北太平洋の諸島が連合国によって制圧された昭和19年(1944年)後半以降、空襲は日増しに激烈なものになっていき、終戦までに日本国内では200を超える都市が罹災し、主要都市のほとんどが灰燼に帰しました。攻撃は、航空機からの焼夷弾投下によるものが中心でしたが、岩手県金石市、茨城県日立市・多賀町には艦砲射撃も加えられています。また、広島市、長崎市へは原子爆弾が投下されました。

戦後、政府は内閣総理大臣直属の「戦災復興院」を設置、「特別都市計画法(昭和21年法律第19号)」により比較的大規模な戦災を受けた115都市を「戦災都市」として指定し、戦災復興事業を行いました。

- 「戦災都市」の指定を受けた115都市
- 戦災都市に指定されなかった罹災都市(100都市)

この図は、「戦災復興誌第1巻(昭和34年3月 建設省)」から作成しました。当時、施政権が米国の手にあった沖縄県(昭和47年日本返還)は記述されていません。

戦災都市の指定を受けた115都市とその被害状況

都道府県	都市名	罹災面積(㎡)	罹災人口(人)	罹災戸数(戸)	死者数(人)	傷者数(人)
北海道	函館	11,000	2,350	408	18	22
青森	青森	1,600,000	74,258	15,930	1,018	300
岩手	釜石	62,100	2,350	452	9	5
宮城	仙台	1,500,000	57,321	11,642	901	1,689
福島	郡山	1,510,000	12,853	2,351	245	308
茨城	日立	1,180,000	73,000	14,750	1,266	993
栃木	宇都宮	1,000,000	47,976	9,137	521	1,128
群馬	前橋	3,592,173	93,131	20,871	566	9,598
埼玉	さいたま	6,940,000	84,950	16,543	396	2,000
千葉	千葉	700,000	38,062	8,904	945	1,445
東京	東京(区部)	48,700,000	2,940,000	711,940	91,444	150,050
神奈川	横浜	2,150,000	21,208	4,277	171	187
新潟	新潟	1,420,000	63,160	12,719	1,143	809
富山	富山	4,172,700	109,592	24,914	2,275	7,900
福井	福井	1,800,000	92,300	22,847	1,576	1,567
山梨	甲府	1,260,000	86,913	18,094	740	1,189
岐阜	岐阜	1,700,000	86,197	20,427	863	515
静岡	静岡	2,304,400	114,000	24,644	1,813	830
愛知	名古屋	1,100,000	36,418	8,720	351	650
三重	津	1,020,000	40,431	10,294	1,498	2,100
滋賀	彦根	1,300,000	75,000	17,392	855	796
京都	京都	600,000	32,068	7,542	207	348
大阪	大阪	15,300,000	1,135,140	310,955	10,388	35,543
兵庫	神戸	5,900,000	470,000	128,000	7,051	4,061
奈良	奈良	1,480,000	6,825	1,325	108	246
和歌山	和歌山	2,000,000	223,789	27,853	1,625	4,686
徳島	徳島	1,080,000	16,512	4,822	482	469
香川	高松	1,167,000	86,040	18,913	1,273	1,034
岡山	岡山	2,300,000	93,566	20,592	1,678	912
広島	広島	3,630,000	306,545	67,860	78,150	37,425
山口	山口	477,000	48,923	10,917	924	1,074
福岡	福岡	600,000	25,424	6,233	254	537
佐賀	佐賀	1,500,000	5,650	1,183	650	152
熊本	熊本	1,103,370	47,598	11,906	469	552
鹿児島	鹿児島	1,268,400	40,937	11,912	401	311
沖縄	沖縄	-	-	-	-	-

※戦災都市指定は、昭和21年9月9日閣内閣告示第30号による。

戦災から復興へ

■急がれる応急復旧

昭和20年(1945年)8月15日、日本の敗戦により太平洋戦争は終結しました。戦後の日本では、「生きるため、生活するため」のインフラ整備が急務となり、せまりくる冬を前に、応急仮設住宅の建設、現存する仮小屋や堅牢建築物の補修など住宅の確保がなによりも必要となりました。さらに、交通・通信・電気・ガス・水道などの復旧、病院・診療所などの医療機関や浴場・し尿処理などの衛生施設も求められました。また、罹災地域に残るいわゆる戦災ガレキの片付けなども大きな課題でした。

■戦災都市指定と復興事業

こうした応急復旧措置と合わせて、将来を見据えた恒久的都市復興計画の策定が重要となりました。政府は、昭和20年12月30日「戦災地復興計画基本方針」を閣議決定、翌年「特別都市計画法」が帝国議会で可決成立、公布(昭和21年9月10日法律第19号)されました。この法律に基づいて比較的大規模な戦災を受けた115都市が「戦災都市」に指定され、戦災復興事業の着手を見ました。115都市のうち、原子爆弾による被害が甚大であった広島市と長崎市は、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想のもと、「広島平和記念都市建設法(昭和24年法律第219号)」、「長崎国際文化都市建設法(昭和24年法律第220号)」がそれぞれ制定され、他都市と切り離れた別予算の計上で戦災復興事業が図られることになりました。また、戦後、施政権が米国にあった沖縄県は本土とは別の復興の道をたどることになりました。

■復興計画の見直し

高い水準の都市づくりへの理念と意欲をもった「復興計画」でしたが、都市部への人口流入や闇市と仮設住宅の急増、地権者の利害などが土地区画整理の進捗を困難にしたことに加えて、戦後のインフレによる物価高騰、財政難や資材不足、さらにはGHQが示した経済安定9原則(国内消費抑制や輸出振興を軸にした財政金融引き締め策、いわゆる“ドッジ・ライン”)などから、見直しを余儀なくされ、大幅に縮小されることになりました。車社会の到来を予想して東京・大阪など大都市に広幅員の主要幹線道路を開通させることや、公園緑地の確保と都市景観に配慮した带状緑地(並木道)の建設計画も、その多くの実施が見送られました。100メートル道路と呼ばれる名古屋市の若宮大通・久屋大通や広島市の平和大通り、ケヤキ並木で知られる仙台市の青葉通りなどに、当時の「理念」を垣間見ることができます。

■戦災からの復興

戦災復興計画は紆余曲折があったものの、昭和30年代にはほぼ全国各地の事業が完了しました。このころから日本は高度経済成長期を迎え、昭和40年代には世界第二の経済大国の地位を築きました。昭和39年(1964年)の東京オリンピックや昭和45年(1970年)の日本万国博覧会(大阪万博)の開催を機に高速交通網の整備も進み、わが国はますます発展しましたが、その一方、大都市への人口集中による地方と都市の過疎過密問題や、経済成長・効率化優先がもたらした公害や環境破壊などの問題が生じました。

いま、インフラ整備にはより心地よく健康に生活できることに寄与するものが求められる一方、戦後に整備されたインフラの老朽化の課題もあり、各地で再開発や都市再生が進められています。



戦災地復興計画基本方針

昭和 20 年 12 月 30 日 閣議決定

今次の戦災は被害殆んど全国に跨り都市、聚落を通じ其の焼失区域は 1 億 6 千万坪に及び、之に対する復興計画は産業の立地、都市農村の人口配分等に関する合理的方策に依り過大都市の抑制並に地方中小都市の振興を図るを目的とし各都市又は聚落の性格と其の将来の発展に即応して樹立せらるべく計画に属する事業は永年長期に亘り継続して施行するの外なきも之が基礎となるべき土地整理事業は性質上出来得る限り急速に之を実施すべきものとす。

1 復興計画区域

戦災地の復興計画を実施する区域は都市又は聚落の相当部分に損害を蒙りたる戦災地の主要罹災地域及之と関連する地域とす。

2 復興計画の目標

戦災地の復興計画に於ては産業の立地、人口の配分等に関する方策に依り規定せらるる都市聚落の性格と規模とを基礎とし都市聚落の能率、保健及防災を主眼として決定せらるべく兼ねて国民生活の向上と地方的美観の発揚を企図し地方の気候、風土、慣習等に即応せる特色ある都市聚落を建設せんことを目標とす。

3 土地利用計画

- (1) 都市、聚落の能率、保健及防災に対する充分なる考慮の下に工業、商業其の他の業務及住居に充てらるべき土地の配分を計画的に決定すること
- (2) 土地利用に関する計画の実現を確保する為地域及地区に関しては出来得る限り精密に指定し且特に其の専用制を高度化すること
- (3) 特殊の目的の為に設けらるる地区にして其の従来の配置が不適当なるものは此の際之が変更、合併を行うこと
- (4) 官公衙、学校、停車場、郵便、電信電話局舎、市場、墓地其の他の都市聚落構成上の主要営造物に付ては適正なる配置を為すと共に罹災の施設又は営造物にして其の位置を変更するを適当とするものは之を他に移転せしむること

4 主要施設

(1) 街路

- イ 街路網は都市聚落の性格、規模並に土地利用計画に即応し之を構成すると共に街路の構想に於ては将来の自動車交通及建築の様式、規模に適應せしむることを期し兼ねて防災、保健及美観に資すること
- ロ 主要幹線街路の幅員は中小都市に於て 36 メートル以上、大都市に於ては 50 メートル以上、其の他の幹線街路は中小都市に於ては 25 メートル以上、大都市に於ては 36 メートル以上、補助幹線街路は 15 メートル以上とし止むを得ざる場合と雖も 8 メートルを下らず区画街路は 6 メートル以上とすること

ハ 必要の箇所には幅員 50 メートル乃至 100 メートルの広路又は広場を配置し利用上防災及美観の構成を兼ねしむること

ニ 地下鉄道、軌道、乗合自動車等の整備を予想せらるる場合に於ては街路は之に即応する系統幅員を有せしむること

(2) 緑地

- イ 公園運動場、公園道路其の他の緑地は都市、聚落の性格及土地利用計画に応じ系統的に配置せらるること
- ロ 緑地の総面積は市街地面積の 10%以上を目的として整備せらるること

ハ 必要に応じ市街外周に於ける農地、山林、原野、河川等空地の保存を図る為緑地帯を指定し其の他の緑地と相俟って市街地への楔入を図ること

(3) 港湾、運河、飛行場

将来の産業の立地及地方の発展を予想し之に相応する鉄道、軌道、港湾及運河を整備すると共に主要なる都市に於ては飛行場、軌道、地下鉄道等を計画すること

(4) 其の他

市街地の整備に伴い電線等は原則として之を地下に移設し必要なる水道、下水道の改良新設を行い水利施設の拡充を期するの外必要に応じ塵芥及汚物の処理場、火葬場、屠場等を整備し主要都市に於ては蔬菜、鮮魚介等の市場の整備を図ること

5 土地整理

- (1) 街路公園其の他の公共用地等の提供及市街地の利用増進を目的として罹災区域の全体に亘り急速に土地整備を実施すること
- (2) 土地整理の方法は土地区画整理又は買収に依ることとし必要に応じて地券の発行等の方法を考慮すること
- (3) 土地区画整理に於ては名勝地、旧蹟地、古墳墓地等を除くの外関係土地の全部を整理施行地区に編入すること
- (4) 移転すべき罹災の施設又は営造物の跡地、兵舎其の他の軍用地跡地は官公衙、街路、公園其の他の公共地に充つるものの外之を市街宅地と為すこと
- (5) 土地区画整理施行の結果宅地面積の減少するものに対しては其の減少の一部は之を無償を以て提供せしむること
- (6) 市街地の密住を避け、堅牢建築物の建築を促進する為土地区画整理に於ては過少画地の整理を行うこととし整理の施行を容易ならしむる為必要に応じ小なる敷地に対しては地積を増して換地を交付し特に大なる敷地に付ては其の減歩を大ならしむること
- (7) 土地区画整理の施行を容易ならしむる為公共団体代行機関等をして住宅敷地造成事業を經營せしむること

6 疎開跡地に対する措置

- (1) 土地区画整理施行区域内の建物疎開跡地にして公共団体に於て未だ買収しあらざるものに付ては区画整理事業の施行を容易ならしむる為関係公共団体をして之を買収せしむること
- (2) 建物疎開跡地にして区画整理施行区域外にあるもの及戦災地に非らざる都市にあるものは都市計画上必要あるものに限り関係公共団体をして之を買収せしめ其の経費に付ては国庫より補助金を交付すること

7 建築

- (1) 市街地の不燃、保健及防災を強化し戦災地に関する復興計画に即応して市街地建築物の構造設備に関する監督を強化し併せて之が指導を行うこと

- (2) 都市部及防火帯に属する地区に於ては堅牢建築物以外の建築物を禁止すること
- (3) 其の他の地区に於ても堅牢建築物以外の建築物は其の配置及構造に関する条件を厳格にし出来得る限り之が耐火性を高むること
- (4) 建築物敷地内の空地を確保する為建蔽率に関する制限を強化すること
- (5) 堅牢建築物の建築を促進する為之が有効なる助成の方途を講ずると共に堅牢建築物の建築上の必要に基く同一街廓内の土地の収用の制度を設けること

8 事業の執行

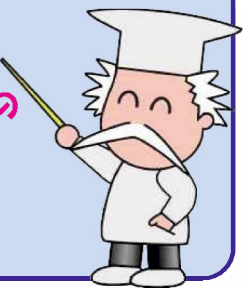
復興計画は政府に於て計画を統制し其の立案に当りては出来得る限り地方の創意を反映助長せしむるを主眼とし之に基きて施行すべき事業は成るべく市町村長（東京都の区の存する区域に付ては東京都長官）をして之を執行せしめ市町村長に於て執行すること困難なるものは府県知事をして執行せしむること

9 復興計画事業費

- (1) 復興計画事業の費用は公共団体の負担とするも公共団体の財政に於て負担に堪えざる部分に付ては国庫より補助すること
- (2) 公共団体に於て負担する費用に付ては其の一部を罹災区域外の住民をして負担せしむることを得ること
- (3) 公共団体の負担する費用に充てしむる為政府は低利資金の融通をなし且其の利子等の補給を為すこと

引用：「戦災復興誌第 1 巻（昭和 34 年 建設省）」56P～59P

計画見直しにより未完となったものの「水準の高い都市づくりの理念と意欲にあふれた復興都市計画」をじっくり読んでほしいものです



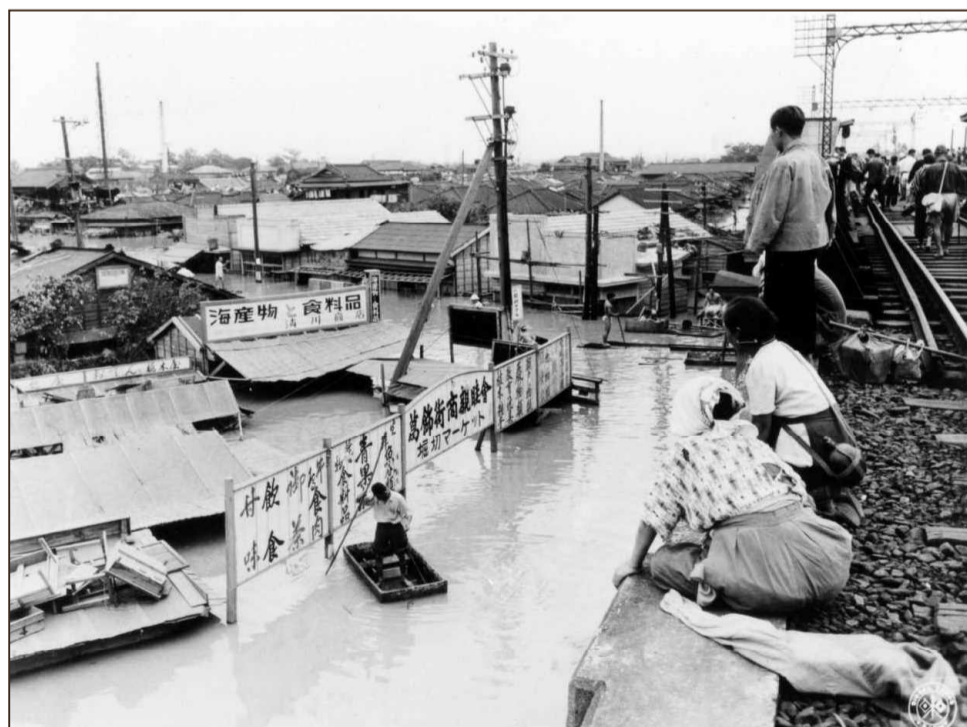
荒廃した国土を襲った自然災害

戦後復興に歩み始めた日本を大きな自然災害が次々と襲いました。もともと日本列島は地震や台風などの自然災害が頻発する地域ですが、戦争による国土の荒廃は、災害に対する安全面の備えをも脆弱にしており、そのために被害が拡大した側面もありました。

昭和 20 年 9 月 (1945 年)	枕崎台風	終戦直後の日本を襲った戦後最大級の台風。西日本中心に死者・行方不明者 3,700 名以上
昭和 21 年 12 月 21 日 (1946 年)	南海地震	紀伊半島沖を震源とする M8.0 の巨大地震。中部以西の各地で家屋の倒壊や焼失、静岡県から九州に至る太平洋沿岸で津波被害。死者・行方不明者は 1,300 名以上。戦時下であった「東南海地震（昭和 19 年 12 月 7 日、M7.9、死者・行方不明者 1,200 名以上）」、「三河地震（20 年 1 月 13 日、M6.8、死者・行方不明者 2,300 名以上）」に続いて発生
昭和 22 年 9 月 (1947 年)	カスリーン台風	関東・東北地方に驚異的な雨量をもたらし、利根川・荒川の堤防が決壊。首都圏に深刻な洪水被害が発生。死者・行方不明者 1,900 名以上
昭和 23 年 6 月 28 日 (1948 年)	福井地震	福井県嶺北地方（九頭竜川下流域）を震源とする M7.1 の内陸の活断層による都市直下型の地震。木造家屋や堅牢建物の倒壊、火災焼失により死者 3,769 名
昭和 23 年 9 月 (1948 年)	アイオン台風	千葉県南部に上陸した台風。最大瞬間風速 60m/S を超える強風による家屋の倒壊や、岩手県内の北上川支流の氾濫などで、死者・行方不明者 800 名以上
昭和 25 年 9 月 (1950 年)	ジェーン台風	高潮で大阪湾の海面が満潮時より 2m 以上も高くなり多くの家屋が浸水。死者・行方不明者 500 名以上
昭和 26 年 10 月 (1951 年)	ルース台風	暴風半径が非常に広い台風で被害は全国に及ぶ。山口県で土砂災害や河川の氾濫が相次ぎ 400 名を超える死者・行方不明者が出るなど全国で 900 名以上が犠牲に
昭和 27 年 3 月 4 日 (1952 年)	十勝沖地震	北海道十勝沖を震源とする M8.2 のプレート境界型地震。北海道から関東地方の太平洋側に津波の被害。死者・行方不明者は 33 名
昭和 28 年 6 月 (1953 年)	大雨（前線）	梅雨前線の活動による豪雨。熊本県白川流域や福岡県筑後川流域など九州北部を中心に河川の氾濫が相次ぎ、死者・行方不明者は 1,000 名以上
昭和 28 年 7 月 (1953 年)	南紀豪雨	梅雨末期の活発な前線の活動による豪雨。紀伊半島の有田川や日高川が氾濫し、和歌山県を中心に 1,100 名以上が死亡または行方不明に
昭和 29 年 5 月 (1954 年)	風害（低気圧）	急速に発達した温帯低気圧により、北海道とその近海で暴風雨・暴風雪が発生。北日本で家屋倒壊や漁船の遭難などが発生。死者・行方不明者は 360 名以上
昭和 29 年 9 月 (1954 年)	洞爺丸台風	日本海を発達しながら猛スピードで進んだ台風による暴風と高波で、洞爺丸はじめ 5 隻の青函連絡船が遭難、洞爺丸の乗員乗客 1,139 名のほか、あわせて 1,300 名以上、全国では 1,700 名以上が死亡する大惨事となった



福井地震直後の福井市内（戦災復興誌第 7 巻 昭和 34 年 建設省）



カスリーン台風による葛飾区内の浸水（利根川上流河川事務所所蔵）

こうした災害は戦後復興に少なからぬ影響を及ぼしましたが、南海地震を契機として昭和 22 年に「災害救助法」、カスリーン台風等水害の多発を契機に昭和 24 年に「水防法」、福井地震を契機として昭和 25 年に「建築基準法」が制定されるなど、災害を経験するたびにそれを教訓に防災体制の整備・強化、国土保全の推進、災害情報の伝達手段の充実等が図られ、防災・被害の軽減に生かされてきました。